



所得税の青色申告承認申請書

税務署長殿 平成 ____年 ____月 ____日 提出	納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL _____)		
	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。 (TEL _____)		
	フリガナ 氏名	生年月日	大正昭和 平成 ____年 ____月 ____日生	
	職 業	フリガナ 屋 号		

平成 ____年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地(事業所又は資産の異なるごとに書いてください。)

名称 _____ 所在地 _____

名称 _____ 所在地 _____

- 2 所得の種類(該当する事項を○で囲んでください。)

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

- 3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有(取消し・取りやめ) ____年 ____月 ____日 (2) 無

- 4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年 ____月 ____日

- 5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 ____年 ____月 ____日 被相続人の氏名 _____ (2) 無

- 6 その他参考事項

- (1) 簿記方式(青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。)

複式簿記 ・ 簡易簿記 ・ その他(_____)

- (2) 備付帳簿名(青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。)

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳 債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他
--

- (3) その他

記帳について(該当する項目を○で囲んでください。) 1 自分で記帳できる。(税理士に依頼する分を含む。) 2 記帳指導を希望する。(無料) イ 日本税務協会 ロ 商工会・商工会議所 ハ 税理士 ニ 青色申告会 ホ その他(_____)
--

関与税理士 (TEL _____)

税務署欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C	D	E
0							

書 き か た

- 1 この申請書は、所得税の青色申告の承認を受けようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、最初に青色申告をしようとする年の3月15日まで（本年の1月16日以後、新たに事業を開始したり不動産の貸付けをした場合には、その事業開始等の日から2か月以内）に提出してください。
- 3 現金式簡易簿記の方法により青色申告をしようとする人は、この申請書によらず、所得税の青色申告承認申請と現金主義の所得計算による旨の届出が同時にできる、別の「所得税の青色申告承認申請書、現金主義の所得計算による旨の届出書」の様式によって提出してください。なお、現金主義の方法による所得計算が認められる人は、この方法によろうとする年の前々年分の所得金額（事業所得と不動産所得の金額の合計額）が300万円以下の人に限られています。
- 4 この申請書の次の欄は、次のように書いてください。
 - (1) 「職業」欄には、職業の内容を具体的に、たとえば「洋菓子小売」などと書きます。
 - (2) 「1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地」欄には、事業所や資産の名称、たとえば「本店」、「〇〇支店」、「〇〇出張所」、「〇〇荘」、「山林」とその名称とその所在地や電話番号を書きます。書ききれないときは適宜の用紙に書いて添付してください。
 - (3) 「3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無」欄には、いままでに青色申告承認の取消しを受けたり取りやめの届出をしたことのある場合は、(1)の有と該当する事項を○で囲み、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日の年月日を書きます。
 - (1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。なお、取消しの通知のあった日又は取りやめの届出をした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
 - (4) 「4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日」欄には、最初に青色申告をしようとする年の1月16日以後に開業した場合又は相続により事業の承継があった場合にその開業等の年月日を書きます。
 - (5) 「5 相続による事業承継の有無」欄には、相続により事業の承継があった場合は、(1)の有を○で囲み、相続を開始した日の年月日及び被相続人の氏名を書きます。
 - (1)に該当しない場合は、(2)の無を○で囲んでください。
- 5 お分りにならないことがありましたら、税務署でご相談ください。